

News Letter 2026年5月号

中小企業は継続！

賃上げを「確実な節税」に変える！ 2026年度賃上げ促進税制のポイント

下島聡司税理士事務所

CONTENTS

- 1 2026年賃上げ促進税制とは
- 2 中小企業向け賃上げ促進税制概要
- 3 5年間の繰越控除
- 4 活用するメリット
- 5 賃上げ前に確認すべきポイント

① 2026年賃上げ促進税制とは

中小企業向け「賃上げ促進税制」は、青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度です。

—— 賃上げ促進税制の一部廃止 ——

- 大企業向けは2026年3月末で廃止
- 中堅企業向けは賃上げ要件を4%以上に引き上げた上で2027年3月末で廃止予定
- 中小企業向けは一部上乘せは廃止となりますが制度継続



② 中小企業向け賃上げ促進税制概要

対象

- 青色申告している法人又は個人事業主であること
- 資本金1億円以下法人であること
- 個人事業主の場合は従業員数1,000名以下であること

必須要件・上乗せ要件

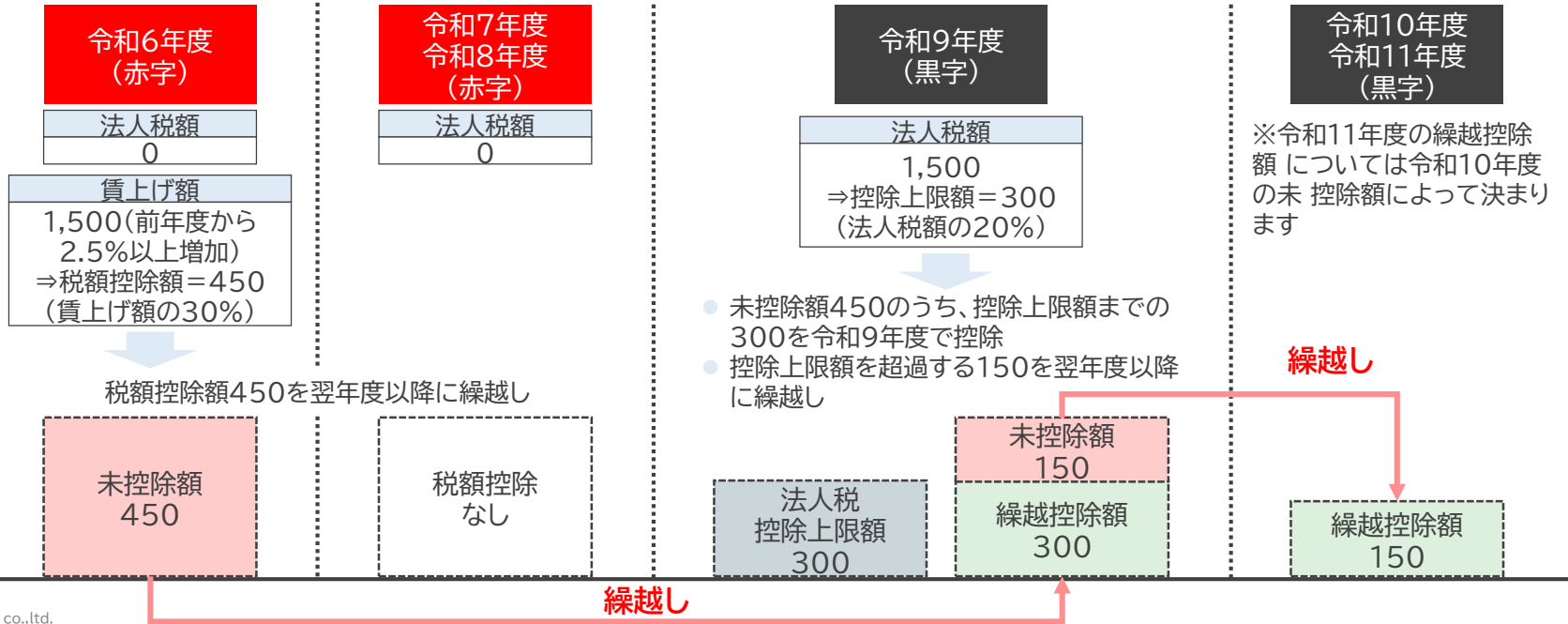
税額控除率
最大35%

控除率			令和6・7年度 (最大45%)	令和8年度
基本	雇用者全体の給与総額 (前期比)	1.5%以上増	15%	
		2.5%以上増	+15%	
上乗せ	女性活躍・子育て支援(くるみん・えるぼし認定)		+5%【維持】	
	教育訓練費の増加		+10%	廃止

③ 5年間の繰越控除

中小企業が賃上げを実施した年度に、税額控除を使い切れなかった場合、控除額を最大5年間繰り越せます。赤字年度や法人税額が少ない年度でも、翌期以降に繰り越して控除できる点が特徴です。ただし、繰越控除を使う年度についても、給与等支給額が前年より増えていることが条件とされています。

繰越控除措置イメージ



④ 活用するメリット

メリット①節税効果

賃上げ分の人件費は損金算入されるため、黒字企業では法人税が軽減されます。さらに賃上げ促進税制の税額控除を活用すると、賃上げ額の約65%が税負担の軽減として戻ってくるイメージです。

賃上げ額 100万円 あたりの試算			
賃上げ額 100万円	法人税軽減 -30万円	税額控除 -35万円	実質負担 35万円

※税額控除はその事業年度の法人税額の20%が上限

メリット②採用・定着力のアップ

賃上げに加えて「くるみん」「えるぼし(2段階目以上)」の認定を取得すると、税額控除率がさらに+5%上乗せされます。認定企業は「一般事業主行動計画公表サイト」に掲載され、子育て世代や女性が働きやすい職場として求職者へ広くアピール可能。節税しながら、採用ブランディングにもなる一石二鳥の取り組みです。

④ 活用するメリット

「くるみん認定」とは

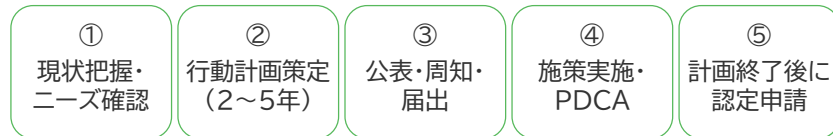


次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定・実施し、一定の要件を満たした場合に、厚生労働大臣の認定を受けることができる制度です。

▶ 認定の種類と主な基準

対象外	トライくるみん	男性育休 7%以上／女性有期育休 55%以上／有給 70%以上
税制対象	くるみん	男性育休 10%以上／女性有期育休 75%以上／有給 70%以上
	プラチナくるみん	男性育休 30%以上／全12項目クリア(くるみん取得済が前提)

▶ 取得ステップ



「えるぼし認定」とは

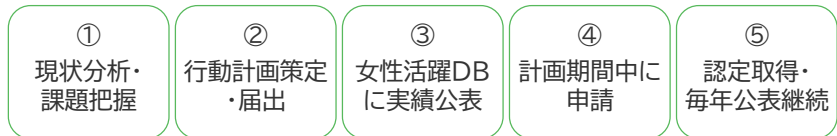


女性活躍推進法に基づき、行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業が認定されます。

▶ 認定の種類と主な基準

対象外	1段階目	5項目のうち1～2項目達成
税制対象	2段階目	5項目のうち3～4項目達成
	3段階目	採用・継続就業・労働時間・管理職比率・多様なキャリア 全5項目達成
	プラチナえるぼし	全5項目達成＋行動計画目標達成＋推進者選任・セクハラ防止公表等

▶ 取得ステップ



⑤ 賃上げ前に確認すべきポイント

3つのポイント

☑ 給与総額の増加を維持できるか確認する

給与等支給額の増加は全雇用者の合計で計算します。賃上げしたものの離職者が多く、給与等支給総額が減少すると要件未達になる場合があります。

☑ 社会保険料の会社負担分も含めてコスト試算する

賃上げに伴い、会社が負担する社会保険料も増加することに注意が必要です。

☑ 継続できる賃金水準で計画を立てる

一度引き上げた給与水準を引き下げるとは難しく、引き上げた賃金水準を維持できるよう無理のない水準設定が大切です。



利益を確保できる企業体質への転換や、賃金支払を問題なくおこなえる資金繰りが重要

最後までご覧いただき ありがとうございました

▼▼今回の内容の公的サイトリンクは概要欄へ▼▼